平成２３年（フ）第３００号
愛知県安城市横山町大山田中61番地３　ＰＡＳＴＯＲＡＬＩ―302、開始決定時の住所愛知県安城市城南町２丁目１番地１　サンシティ安城ルグラン203
破産者　永野　　誠
１　決定年月日　平成24年７月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４９２号
愛知県豊田市小川町１丁目９番地１　Ｔ’ｓＭａｒｃｈｅｒ４Ｇ号、従前の住所香川県三豊市高瀬町上高瀬145番地７
破産者　渡邊　良夫
１　決定年月日　平成24年７月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第５４６号
愛知県安城市住吉町荒曽根80番地３　ＩＫＯＩマンション102
破産者　大庭　敏康
１　決定年月日　平成24年７月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第５６２号
愛知県刈谷市野田町陣戸池54番地１、開始決定時の住所愛知県刈谷市東刈谷町１丁目22番地15
破産者　河合　政彦
１　決定年月日　平成24年７月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第５６４号
愛知県刈谷市野田町陣戸池54番地１、開始決定時の住所愛知県刈谷市東刈谷町１丁目22番地15
破産者　河合志津子
１　決定年月日　平成24年７月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第６３７号
愛知県岡崎市西蔵前町字峠12番地15　コーポＡＩ　205、旧住所愛知県岡崎市真福寺町字落合５番地40
破産者　加納　豊彦
１　決定年月日　平成24年７月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１１４号
滋賀県彦根市長曽根南町485番地３　204号、開始決定時の住所滋賀県彦根市野瀬町138番地17
破産者　近藤　保徳
１　決定年月日　平成24年７月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第６１１５号
奈良県生駒郡平群町大字福貴1267番地の３、開始決定時の住所兵庫県三田市あかしあ台５丁目９番地12
破産者　佐々木　実
１　決定年月日　平成24年７月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５７０号
大阪府門真市南野口町32番９号
破産者　大谷　　勝
１　決定年月日　平成24年７月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５５３号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮313番地
破産者　藤社　　勲
１　決定年月日　平成24年７月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３９９号
堺市堺区戎之町東２丁１番27―409号、前住所大阪府枚方市楠葉面取町2197番地の38
破産者　川端　康明
１　決定年月日　平成24年７月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４６９号
堺市北区南長尾町５丁２番11号
破産者　増田　尚邦
１　決定年月日　平成24年７月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５９５号
大阪府高石市綾園１丁目12番12―502号、前住所大阪府高石市綾園１丁目10番１号
破産者　モダン204こと　池内　剛史
１　決定年月日　平成24年７月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５８１号
広島市安芸区瀬野２丁目15番９―304号
破産者　角　　敏夫
１　決定年月日　平成24年７月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３０号
広島市安佐南区大塚西６丁目11番２号　ＡｃｉｔｙヒルズアリーナⅡ609号室、住民票上の住所広島市中区上八丁堀４番１―3203号
破産者　デービド・ポールこと　ＰＡＵＬ　ＪＯＨＮ　ＤＡＶＩＤ　Ｍ’ＭＡＨＯＮ
１　決定年月日　平成24年７月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１７８号
広島県安芸郡府中町青崎中15番22号
破産者　畝　　博美
１　決定年月日　平成24年７月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部